

組合報 あゆみ

編集・発行／京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所

〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F

Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

令和 5年 5月

労働保険の年度更新

労働保険の保険料は毎年4月1日から翌年3月31日までを保険年度といいその年度を単位として計算します。保険料額は保険関係が成立している以下の適用事業により算定が異なります。

○一元適用事業所○

使用されるすべての労働者の《賃金総額》にその事業に定められた《保険料率》を乗じて算出します。

○二元適用事業所○

『労災保険』『雇用保険』それぞれ別の成立が必要です。建設業における現場の労災保険については《元請工事高》にその事業に定められた《労務費率》及び《保険料率》を乗じて算出します。

保険年度の当初に前年度の“確定”保険料と新年度の“概算”保険料を申告・納付するための手続きが【年度更新】です。

弊組合委託事業所様方の手続きは進行中ですが、個別加入の事業所様は例年6月1日から7月10日(土日祝を除く)までの間に申告書類を作成し、保険料の納付を行わなければなりません。

雇用保険料率

雇用保険制度は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職の援助を行うことなどを目的とした雇用に関する総合的な機能をもった制度です。労働者をひとりでも雇っていれば、雇用保険の加入手続きが必要です。事業主の方は、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに取得手続きを行う必要があります。(※事務組合に委託されている場合は、事務組合へご報告ください)

前号(令和5年3月号)でもお伝えしておりますが、本年4月から雇用保険料率が、従業員負担・事業主負担ともに1/1000ずつ引き上げられています。4月1日以降に支払い義務が具体的に確定した賃金から新保険料率で計算する必要があるためご注意ください。

事業の種類	①	②		①+② 雇用保険料率	
	労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

厚生労働省 HP より

- ・ 例) 3/31 締・4/10 払・・・旧保険料率
- ・ 例) 4/10 締・4/15 払・・・新保険料率

『労働保険』は従業員だけでなく、会社の安定を守ります

労働保険は政府が管理・運営する“強制保険”です。原則として雇用形態にかかわらず労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となります。労働災害が発生した場合、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収される場合があります。

産業廃棄物講習会

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥や廃プラスチック類、木くずなど 20 種類の廃棄物のことです。これらは量に関する規定はなく、たとえ少量でも産業廃棄物とされます。産業廃棄物の処理は、大きく「収集・運搬」と「処分」に分けられます。

【収集・運搬】

排出された産業廃棄物を適切に処理（処分）できる場所に持っていくため、産業廃棄物を収集し運搬することを言います。排出事業者が自ら運搬を行う場合には許可は不要ですが、他の業者から委託を受けて収集・運搬を行う場合は許可の取得が必要です。そしてこの許可は、廃棄物を積む場所・おろす場所が都道府県をまたぐ場合、それぞれの都道府県で許可を得る必要があります。

複数の業者が入るケースも多い建設現場においては、原則として顧客から直接業務を受けた元請業者が排出事業者となります。その現場で発生した産業廃棄物の収集運搬や処分などの処理を下請業者が行う場合、下請業者は産業廃棄物処理業の許可を取得しておく必要があります。

2023 年度の講習会は【オンライン形式】と【対面形式】の 2 つの開催形式があり、オンライン形式はコロナ禍での例年通りの講習で、事前にパソコン等で講義動画を視聴し受講した後、会場にて修了試験を受ける 2 段階形式。対面形式は会場にて講義・修了試験を受ける従前の方法で行われます。個人申請の場合は申請者本人、法人申請の場合は取締役等役員が受けなければなりません。

オンライン形式講習会の試験は 4 月下旬から順次開始。対面形式講習会は 8 月から開始されます。（いずれも申込受付は 3 月 27 日より開始）

（新規）：講習会・収集運搬課程

《京都会場》京都リサーチパーク

【オンライン】2023 年 6 月 7 日・9 月 21 日・11 月 15 日・2024 年 2 月 20 日

《大阪会場》天満研修センター

【オンライン】2023 年 5 月 17 日・5 月 18 日・7 月 5 日・8 月 9 日・10 月 11 日・11 月 28 日・12 月 19 日
2023 年 12 月 20 日・2024 年 1 月 24 日・3 月 6 日

【対面】2024 年 2 月 8 日～9 日

（更新）：講習会・収集運搬課程

《京都会場》京都リサーチパーク

【オンライン】2023 年 6 月 7 日・6 月 8 日・7 月 11 日・9 月 21 日・9 月 22 日・11 月 14 日・11 月 15 日
2024 年 2 月 21 日

《大阪会場》天満研修センター

【オンライン】2023 年 5 月 16 日・5 月 18 日・7 月 5 日・7 月 6 日・8 月 8 日・8 月 9 日・10 月 11 日
2023 年 10 月 12 日・11 月 29 日・12 月 20 日・2024 年 1 月 10 日・1 月 11 日・3 月 7 日

【対面】2023 年 10 月 3 日・2024 年 2 月 27 日

また、直近の決算書で“当期純損失”や“繰越損失金”が発生している場合には、別途具体的な対策を交えた書類を作成し提出しなければなりません。決算内容が不十分な場合や許可取得（新規・更新）についてのご相談は是非弊所へお電話ください。（TEL:075-411-8880）

不当要求防止責任者講習

『不当要求防止責任者講習』とは、暴力団など反社会的勢力からの不当な要求による被害を防止するために、暴力団等の活動実態や不当要求の手口等を知り適切に対応することが重要であり、その対応方法を取得するため責任者に向けて講習を行っています。（※受講に関する費用は無料です）

この責任者は必ずしも役員である必要はなく、社会的経験が豊富で経営方針あるいは業務内容を把握している業務の統括管理者が望ましいとされています。

この講習に有効期限はありませんが、定期的な受講により各省庁の競争入札参加資格にて主観の加点となる場合があります。例えば、京都府・京都市ではそれぞれ独自に加点となる指定期間があり、その期間内に受講している事業所に対して加点を行っています。

○受講までの簡単な流れ○

1. 責任者選任届出書を事業所の所在地を管轄する警察署（刑事課）もしくはオンライン申請にて提出する
2. 講習の通知はがきが届く
3. 責任者講習を受講する
4. 受講修了証が交付される

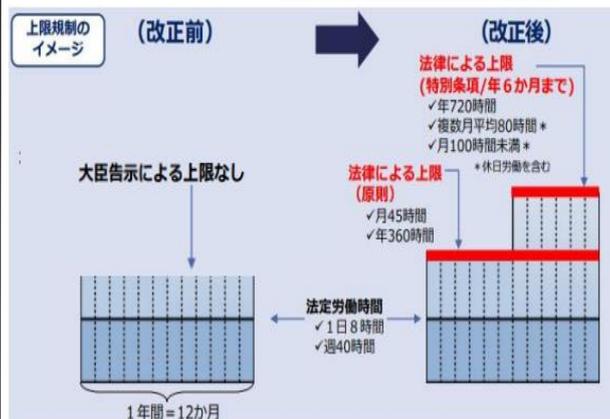
詳細は、（公財）京都府暴力追放運動推進センター（TEL:075-451-8930）までお問合せください。

時間外労働

平成 31 年 4 月 1 日に施行された改正労働基準法ですが、これまで建設業については 36 協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、適用除外とされていました。しかし令和 6 年 4 月 1 日以降、時間外労働の上限は原則として月 45 時間・年 360 時間となり、災害の復旧・復興の事業を除き、臨時的な特別の事情が無ければすべて適用となります。

- ・法律で定められた労働時間の限度…1 日 8 時間 及び 1 週 40 時間
- ・法律で定められた休日……………毎週少なくとも 1 回

これらを超えるには **36 協定の締結・届出**が必要です。



また臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも以下の上限を超える時間外労働・休日労働は出来なくなります。

- ①時間外労働が年 720 時間以内
- ②時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- ③時間外労働と休日労働の合計について、「2～6 か月平均」すべてが 1 か月当たり 80 時間以内
- ④時間外労働が月 45 時間を超えることが出来るのは年 6 か月まで

（※ただし建設業において、災害時の復旧・復興の事業に関しては、上記②・③は令和 6 年 4 月 1 日以降も適用されません。）

適用除外の期間終了まで残り 1 年弱。
少しでも早めに取り組んでいきましょう。

- たとえば
- 一、労働時間の適正把握
 - 一、週休 2 日制の導入
 - 一、適正な工期設定の推進 など…

お忘れではないですか？

建設業許可変更届の提出

建設業許可を取得された後、許可申請書や記載内容に変更が生じた場合には、変更事由ごとに定められた期間内に変更届等を提出しなければなりません。

経營業務管理責任者（経管）や専任技術者（専技）は建設業許可取得の要件となっているため、変更されると許可の維持が出来ない場合もございますのでご変更の際はご注意ください。ご変更を検討されている方の役員経験年数（経管）や保持資格（専技）等で取得中の許可・業種が維持できるかご確認ください。ご不明な場合は事前に弊所へご相談ください。（TEL：075-411-8880）

ちなみに役員・大株主(株式数)等の変更が行われているにも関わらず、ご報告いただけていない場合が散見されておりますので、変更事由が発生した際には弊所へお声がけをお願いいたします。また、ご報告いただいた変更事由によっては、建設業許可だけでなく『競争入札参加・産業廃棄物収集運搬業など』、建設業許可以外にお伺いしている申請についても併せて変更届の提出が必要な場合もございます。各所必要な提出書類が異なりますので、弊所よりご案内する必要書類にてご確認をお願いいたします。

電子申請が開始されました

令和5年1月より順次受付が開始されている、建設業許可及び経営規模等評価審査申請（経審）の電子申請受付が4月より京都府でも開始されました（東京都も4月より受付を開始、兵庫県・大阪府・福岡県の3件については未定）。従前どおり、紙媒体による申請は可能です。

電子化の対象となる手続は、

【建設業許可関係】…許可申請/変更届等の届出/廃業等の届出/決算報告/許可通知書等の電子送付

【経審関係】…経営事項審査申請/再審査申請/結果通知書等の電子送付

また1月より『登記事項証明書(大臣・法人)/法人税・所得税(大臣・法人/個人)/消費税・地方消費税(大臣/知事・法人/個人)/技術検定合格証明書/経営状況分析結果通知書』が連携されているため、電子システムを利用した場合これらの添付が不要となっておりますが、4月7日より新たに『監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証・建設業経理士登録証・登録建設業経理士講習修了証』が追加されました。事業税(知事・法人/個人)については調整が行われています。

電子申請を行うには、「G Biz ID」のID取得が必要となります。事前にG Biz ID プライムアカウントを取得、または取得後に「G Biz ID プライム」アカウントから作成したG Biz ID メンバーアカウントをご用意ください。

弊所へご依頼いただく等、代理申請の場合においても、申請者・代理人ともにIDが必要です。弊所においてもG Biz ID を取得しておりますのでお気軽にお声がけください。

決算後の提出は義務です

《建設業法第11条第2項》により、建設業許可を受けた建設業者は、毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。（経審を弊所にご依頼いただいている業者様につきましては、分析申請完了後に提出をしております。）

工事経歴書については弊所ホームページにてエクセル入力出来る様式も掲載しておりますので、是非ご活用ください。（経審の受審の有無により様式が少し異なりますので該当の様式をご利用ください。）

建設業法改正

建設業界において、入職者が直近15年で35%減少していることに伴い、将来にわたる中長期的な担い手の確保・育成等を図ることが急務となっています。2021年の労働力調査では、50歳以上の高齢者層が195万人と全体の約半数を占めている一方で、10～20代の若手層は48万人と全体の12%程度であり、若手人材の不足が深刻化。また一般的な定年にあたる60歳以上が25%ほどであり、2025年には約800万人いる団塊の世代が全員後期高齢者になるなど、ベテラン層の退職によって人手不足がさらに常態化することになります。これを踏まえ、建設業法施行令の一部が改正する政令が5月12日に公布。順次、施行されます。

施行:令和5年5月12日(公布日)

○技術検定の実施内容及び合格者のインターネット公表

技術検定の実施期日、実施場所等の事項及び技術検定の合格者は、国土交通大臣(または指定試験機関)がインターネットの利用その他適切な方法により公表することとする。

○技術検定の受検申請書類等に係る権限の指定試験機関への委任

技術検定受検申請書、実務経験証明書、技術検定全部又は一部免除申請書、及び技術検定受検票について、指定試験機関が様式及び書類を定めることができることとする。

○電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報に係る表示の方法

電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報が、出力装置の映像面に表示されるときは、当該情報を紙面で作成したものに代えることができることとする。

○電磁的方法により作成された施工体制台帳等の紙面表示義務の緩和

施工体制台帳及びその添付書類の記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録されている場合に、当該施工体制台帳等を工事現場において出力装置の映像面に表示することが可能であるときは、紙面への表示は求めないこととする。

施行:令和5年7月1日

○一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和(※)

以下の表に掲げる検定種目における、(一級/二級)第一次検定または第二次検定に合格した者は、(大学/高等学校)において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後(3年/5年)の実務経験を有することで、専任技術者要件を満たすこととする。

なお、本要件緩和は指定建設業及び電気通信工事業以外の建設業において適用することとする。

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

※特定建設業許可の営業所専任技術者要件(指定建設業は除く)、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者も同様の扱いとなる。

○監理技術者資格者証における本籍の記載の削除

本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における資格者証の記載事項の変更に係る届出を不要とする。

○監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合等における新たな資格者証の交付申請

記載事項に変更があった場合又は亡失・破損等した場合に再交付申請等のほか、新たな資格者証の交付申請を行うことを可能とする。

○監理技術者資格者証の更新手続の見直し

監理技術者資格者証の有効期間の更新の申請は、当該監理技術者資格者証の有効期間満了の日の30日前までに行うものとする。

施行:令和6年4月1日

○技術検定の受検資格の見直し

【一級の第一次検定】(学歴及び実務経験要件の撤廃)

- ・一級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が 19歳以上の者

【一級の第二次検定】(実務経験短縮措置等)

- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後、同検定種目に関し 実務経験5年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後、同検定種目に関し 特定実務経験1年以上を含む実務経験3年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後、同検定種目に関し 監理技術者補佐としての実務経験1年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後、同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し 実務経験5年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後、同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し 特定実務経験1年以上を含む実務経験3年以上
- ・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

【二級の第一次検定】(見直し前と同内容)

- ・二級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が 17歳以上の者

【二級の第二次検定】(学歴に応じた実務経験年数の差異を撤廃)

- ・受検しようとする第二次検定と検定種目(※)を同じくする二級の第一次検定に合格した後、同検定種目(※)に関し 実務経験3年(建設機械施工管理にあつては2年)以上
 - ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後、同検定種目(※)に関し 実務経験1年以上
 - ・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- (※) 検定種別の定められている検定種目にあつては、検定種別。

▶令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による二次検定受検が可能

▶令和6年度から10年度までの間に、有効な二次検定受検票の交付を受けた場合、令和11年度以降も引き続き同二次検定を受検可能(旧二級学科試験合格者及び同日受検における一次検定不合格者を除く)

▶旧二級学科試験合格者の経過措置については、従前どおり合格年度を含む12年以内かつ連続2回に限り当該二次検定を制度改正前の資格要件で受検可能

○技術検定合格証明書における本籍の記載の削除

技術検定合格証明書に本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があつた場合における合格証明書の書き換え申請を不要とする。